

仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付要綱

(平成23年5月31日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市耐震改修促進計画に基づき、本市内に存する分譲マンションの管理組合が実施する耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- 二 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- 三 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション適正化法」という。)第2条第1項イに掲げるマンション(建物に限る。)をいう。
- 四 管理組合 マンション適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- 五 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に適合した方法により、耐震診断技術者が、建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。
- 六 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している者をいう。
- 七 総会 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第34条に定める集会をいう。
- 八 構造的に別となる棟 一の建築物のうち二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建物の当該建物の部分をいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱に基づく補助金の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- 一 昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて着工された本市内に存する分譲マンションであること
- 二 居住の用に供されている部分の床面積が延べ面積の2分の1を超えていること
- 三 耐火建築物又は準耐火建築物であること

- 四 過去に、この要綱に基づく補助金の交付の対象となった建築物でないこと
- 2 同一敷地内に複数棟又は構造的に別となる棟がある場合においては、その棟ごとに前項に掲げる要件を満たすものをそれぞれ補助対象建築物とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物の管理組合で、総会でこの補助金の交付申請の実施に係る決議がなされているものとし、かつ、暴力団等と関係有していないものとする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付対象となる事業は、補助対象建築物の管理組合が、耐震診断技術者に対して依頼し実施する当該建築物に対する耐震診断とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象となる経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助対象事業の補助金交付申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 一 補助金の交付対象者であることを証する書類
- 二 補助対象建築物であることを証する書類
- 三 耐震診断技術者が作成した耐震診断計画書及び見積書
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請が到達してから20日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等(以下「審査等」という。)を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したものについては、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

- 2 前条による申請をした者は、前項の通知を受けたのちに事業着手するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しないと決定したものについては、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止(以下、

「変更等」という。) するときは、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に第7条に掲げる書類のうち、変更等にかかわる書類等を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更等の内容が適正であるかについて審査等を行い、承認することを決定したものについては、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査等の結果、変更等を承認しないことを決定したものについては、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金(変更・中止・廃止)不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に対し通知するものとする。
- 4 第1項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、第8条第1項において決定された補助金額に変更を生じないものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付申請取下届出書(様式第7号)により行うものとする。

(完了報告)

第11条 規則第12条の規定による補助事業の完了に係る報告は、事業完了後30日以内に、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 耐震診断結果報告書(補助対象建築物の住所・呼称、調査日、耐震診断技術者の名称、調査・診断方法、診断結果が記載されたもの)の写し
- 二 補助事業に係る契約書の写し
- 三 補助事業に要した経費に係る請求書その他の書類の写し
- 四 耐震診断箇所の現場調査写真

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該報告に係る審査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金の額の確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、仙台市分

譲マンション耐震精密診断補助金請求書(様式第10号)を、補助事業を実施した会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合、補助対象事業に要する経費を支払ったことを証する書類の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- 四 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

- 2 前項の取消しは、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行う。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 前項に規定する返還命令は、仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金返還命令書(様式第12号)により行う。

(調査、指導等)

第16条 市長は、この要綱による補助金の執行等に関し、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員による立ち入り調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の調査等を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者に指導することができる。

(調査に対する協力)

第17条 補助事業者は、前条第1項に規定する調査等に協力しなければならない。また、補助対象建築物の耐震改修工事、建替え又は解体除却を実施する場合には、速やかに本市に報告しなければならない。

(書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局公共建築住宅部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年5月29日改正)

この改正は、平成24年6月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月22日改正)

この改正は、平成25年4月23日から実施する。

附 則 (平成26年3月26日改正)

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月28日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年2月15日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年5月30日改正)

この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月18日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1

対象経費	補助金の額
<p>耐震診断に係る契約に基づいて支払う経費のうち、居住の用に供する部分に係る経費（2以上の補助対象建築物がある場合は、それぞれの棟ごとに算定する経費）とする（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）。</p> <p>ただし、補助対象建築物1棟あたりの対象経費は、居住の用に供する部分の延べ面積に1㎡あたり別表2に定める額を乗じた額を限度とする。</p>	<p>補助対象建築物1棟につき、対象経費の2分の1以内の額、かつ限度額100万円とする（その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）。</p>

別表 2

延べ面積の区分		対象経費限度額
(ア)	延べ面積が1,000㎡以内の部分	2,000円/㎡限度
(イ)	延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,500円/㎡限度
(ウ)	延べ面積が2,000㎡を越える部分	1,000円/㎡限度